

# 月例総会議事録

- 1 召集日時 平成29年6月19日（月）
- 2 開会日時及び場所  
平成29年6月19日（月） 午後1時45分  
防府市役所1号館 3階南北会議室
- 3 閉会日時 平成29年6月19日（月） 午後4時04分
- 4 委員氏名

## (1)出席者（22名）

(2番)池田 静枝 (3番)國澤 雅彦 (4番)田中 強 (5番)中山 哲  
(6番)井元 均 (7番)吉本 典正 (8番)木原 伸二 (9番)古谷 修造  
(10番)兼石 勝博 (11番)田村 正信 (12番)石田 卓成 (13番)伊勢 治美  
(14番)松永 博● (15番)鹿角 清美 (16番)池田 圭介 (17番)和西 宗忠  
(18番)内田 成男 (20番)高橋 金次 (21番)中川 竹彦 (23番)岡村 幹男  
(24番)湯面 芳恵 (25番)藤井 伸昌

## (2)欠席者（2名）

(19番)三輪 栄一 (22番)行重 延昭

## 5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	中谷 純一
〃 事務局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	中司 朱美

## 6 提出議案及び報告事案

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について  
議案第32号 農業委員会事務の実施状況等の公表について（別冊）  
報告第39号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報告第40号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  
報告第41号 農地法第18条但し書きの規定による合意解約について

報告第42号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第43号 時効取得の通知について

報告第44号 畑地造成の届出について

報告第45号 農地法施行規則該当転用届出について

報告第46号 現況証明書の発行について

報告第47号 許可取消について

報告第48号 農家台帳への登載願について

## 7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

11番 田村 正信委員

15番 鹿角 清美委員

---

午後1時45分開会

○事務局 定刻となりましたので、総会を始めさせていただきます。

本日、局長が市議会に出席しておりますので、私が進行を務めさせていただきます。

本日の総会に欠席の御連絡がありました委員さんは、19番、三輪委員さん、それと22番、行重委員さんは、議会に行っておられると思いますので、今、お見えではございません。2名の方がただいまいらっしゃいません。

出席委員は過半数を超えておりますので、会議規則第6条の規定により総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただきまして、引き続き議長として議事の進行をお願いいたします。

○藤井会長

(挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、11番、田村委員さん、15番、鹿角委員です。よろしく御願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。

議案第28号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。

その前に、営農計画書の資料、議案第28号の3ですが、きょうお配りした中に差し替えを入れておりましたので、そちらのほうをご覧くださいませでしょうか。

それでは、議案の1ページと資料の1ページからになります。

議案第28号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されており、5件と

も所有権の移転です。

目的は、新規就農が2件、相手方の要望によるもの、経営の安定化、規模拡大がそれぞれ1件ずつです。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、鹿角です。議案第28号の1番について説明します。

前回もありましたように、これは農地法第3条による所有権移転の許可申請です。場所は———よりは東へ200mぐらいのところ。6月13日、現地確認をしました。

譲受人の———の話にありましたけども、資料1ページにありますように、新たに営農を始めようとして、自宅近くの申請地を譲り受けたいとの申し込みを譲渡人の———と———に言ったところ譲渡する返事をもらいました。

この申請地で、野菜、稲作を営農したいという思いですが、それは、野菜と稲作は近所の———にトラクターの作業、田植え機、それから収穫のコンバイン等の使い方を見習い、アドバイスを受けながら取り組むということでした。

それから———にもトラクターを借りると言っていたんですが、近日中にトラクターが届くと言われました。

そのときは、連絡してもらいたい、確認させてくださいということでは言いましたところ、了解いただきました。田植え機、コンバインは知人の———より借り受けとなっているのですが、それは聞き取りをしておりません。———からトラクターを借り受けると言っていたことを———に聞きましたところ、「貸すことにしています」と言われました。

———は2筆農地を所有しています。営農はしていませんが、維持管理はしていると言われました。13日に譲渡人の———に電話で話を聞きました。自宅より距離があるし、管理が難しくなってきたということもあり、———より申請地で新規に営農したいという話を聞き、譲渡することに決めましたと言っておられました。

それから6月14日、———の実家である、———に話を聞きました。———名義の農地ではありますが、今まで管理したところですが、今回、———から自宅より近い整地を活用し、営農活動を始めたいので譲ってもらいたいという話を持ちかけられたので、息子さんでもありません、———と話をし譲り渡すことに決めたとおられました。

資料1ページにありますように、そのほか参考となる事項で「———の助言を受けながら耕作する」とあります。この事項についても聞いてみました。稲作についてトラクターへの申請地の耕起から田植え機による苗の植え付け、収穫期のコンバインでの刈り取り作業等をしながら、アドバイスを覚えていってほしいというふうに言われていました。

以上のことから、担当委員として判断しますと、新たに農地を取得し、近所の人や知り合いの人にいろいろとアドバイスをもらいながら営農活動を進める思いが見受けられたということです。

次に、農地法3条第2項の2号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率要件については、「近日中にトラクター購入予定」となっているということで、———に、先ほども言いましたけれども、アドバイスをもらい、習得していくということで、該当しないと思います。

第2号の農地所有適格法人の要件と第3号の信託の引き受け禁止要件については該当しない、第4号の農作業常時従事要件ですが、アドバイスを受けながらもありますが、必要な日数に従事すると思われ、該当しないと思います。

第5号の下限面積要件ですが、満たしております。6号の転貸禁止要件ですが、該当しない。

第7号の地域との調和要件ですが、支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条2項には該当せず許可要件を満たしていると判断します。

皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。

この件は、先月の月例総会で保留になった案件でございます。そのときの保留となった理由としては、本人に耕作の意思がちゃんとあるのかどうかを確認してほしいということと、農機具等の利用が本当に約束されているのかどうか、そちらの意向もちゃんと確認してほしいということでした。それで今回の説明になりましたけれども、何か御意見がありましたらお願いします。

○16番 意見というより、ここの農業委員会の判断です。中ほどにある農機具の保有状況、購入予定及び保管場所と、新規就農者はたいていは何も持っていないと思うんですね。認定になったら耕運機なり買おうかなというのが普通かなと思うんです。認定もされない、最初から購入を、買って待っているっていうのは少ない、そうすると、その方はほとんど農業機械はない状況で、こういう申請が出て、私も3年になるんですけど、これはいつももやもやしている。実際、もし購入予定とって、これは大変申し訳ないんですけど、向こうとしまして、実は買っていない場合がもしあったといううなとき、農業委員の責任になるかどうかということで、そのときそう言ったからじゃあ言った言わないの世界になるのか、その辺はどのように考えたらよろしいですか。質問なんですけど。農業委員会では、もう購入予定と言われているから承認しているんだと言われれば、それは私の肩の荷がおりるんです。

○藤井会長 現実問題としてそういうことが起こり得るだろうと思うんですけど、結局、本当に農業をやろうと思ったら、当然耕作の機械が必要なわけで。それは予定どおり計画に基づいて購入していたかないと、耕作そのものが成り立たないわけです。それがまともに行くかどうかは、農機具があるなしの判断でなくて、別の判断だと思うんです。耕作意欲、営農計画の信頼度というか。

○16番 お互いに相談してやっているんですけど、前回保留だったんで、非常に心配しているのです。だから、鹿角さんはまた農地パトロールがあるから、そのときは1回どうしておられるか、そのときはきちんと申請どおり耕されているかというのは確認しますということで、今回、いいんじゃないのということで承認の方向に私は鹿角さんと今日話したんですけど、そのあたりなんです。

だから、農業委員さんによって、ものすごく厳しく、絶対入るまでだめよというのか、購入予定でいいですよというのか、その辺の、農業委員会のレベルを決めといてもらわないと非常に難しい話になるんです。ちょっとそのことが気になりました。

○藤井会長 今の御意見について、何か御意見のある方は。

○20番 20番、高橋です。今の直接の意見じゃないんですけど、これは項目が挙がっていますよね。農協への加入とか共済への加入とかありますよね。しないと、これって先ほどの農機具があるかないかというの、加入するかしないか。ここの要件というのは、加入しないとかいうことでも問題ないですね。

○藤井会長 これは私も参考の程度だろうと思うんですけど、事務局、どうですかね。下のほうの要件は。

○事務局 わかりません。申し訳ないです。

○藤井会長 この様式が、いつから、どうやって始まって、誰が決めたのか、私もわからないですけども、あくまでもここ審議の要件としては、今、皆さんが説明していただける各項目に沿ってできているかどうかを確認するのが全てだとは思いますが。

○20番 ですから、これは要件にはなるんですね。加入すると。

○藤井会長 これは要件じゃないという認識なんですけれども、どうなんですかね。

○事務局 農地法第3条の判断基準に「許可してはならない場合」というのが法律上明らかにされているんですが、その中にはない。

○20番 農機具のこともないです？

○事務局 農機具のことはありますけど、記載が「権利を取得しようとする者又はその世帯員等が農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められない場合」ということになっているので、具体的にこうだったらだめという記載はない感じです。この中で、その3つが満たされているかどうかとか、ノウハウがあるかどうか、機械を持っているかというのを判断するようになると思います。

○21番 私は、農業共済の説明をいたします。――ですが、皆さん御存じのようにこの制度につきましては、農業共済の山口県が一本になりましたその前、昭和22年、この制度が開始されて、この組合員になるについてはということで、当時、昭和22年は農業共済災害保障法の組合員資格というのがありました。当時は2反以上は当然加入していただく。

現在、山口県が1組合になりまして、山口県については35a以上が当然加入の組合員になるとい

う資格がございます。当時、合併しました時に、そういうことで皆さんの了解をいただいておりますが、35aにつきましては、私は入らない、私は入りますというのではなしに、35a以上耕作の方は当然組合員になるということがうたっておりますので、この方は35a以上ないかもわかりませんが、農協さんのほうも組合員の資格があっても組合員にならないという意味だと思います。

そこでどういうふうにお願ひがあるかわかりませんが、ただ農業共済の場合は、被害が発生したときに被害申告の対象にならないということでございますので、ぜひ加入をしていただきたらというふうに私は思います。

以上です。

○藤井会長 この下のほうは、この出荷先なんかを含めて、これは条件ではなくて、単なる材料の一つとして、資料として提出していただくという考えじゃないかと思ひます。

さっきの機械ですけれども、最初申しましたように、私の考えとしては、あくまでも耕作するために必要最低限常識的に考えて、必要なものは当然計画性を持ってそろえていただきたいという思ひです。

いかがですかね。

○16番 これは、将来購入予定というところがちょっと悩ましいんですね。ここでもう買ったらそれは関係なく認定されるわけですね。だから、ただ購入予定では、現物を見ていないので、あくまでも口約束の段階です。

○藤井会長 その辺まではっきり決めたいんですけど、購入ありきでさせるかどうか。新規就農者は先程ありましたが新規就農者の場合には追ってということが当然あるでしょうから、それも難しいです。

○事務局 会長、いいですか。

先ほど、ちょっと曖昧な回答になったんですけど、国の、農地法の関係事務に関わる処理基準についてという通知の中に、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合は許可しないということになってるんですけど、その効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるかどうかについては、権利取得者の経営規模、作付作物等を踏まえ、次の要素等を総合的に勘案することの中に機械というのがあって、権利取得者等が所有している機械のみならずリース契約により確保されているものや、今後確保すると見込まれるものも含むというふうな記載があります。

○藤井会長 だから、残念ながらそれで実行されなくても罰則とかいうのは現実難しい状況になったと思うんです、今までも。

○事務局 そうですね。

○藤井会長 だから、せっかく出たもので、どの程度まで機械そのものがあるかないかを認めるかですね。最初の段階で。それはこの委員会でもはっきりさせてもいいと思うんです。だから、今回の案件

は、借りるとのことなので、本当に貸してもらえるかどうか不確定だったからそれを確認してほしいという思いだったので、今の説明で話がついているということも、貸し手からも借りているようですから。

○16番 昨今、農業は非常に疲弊しているというか、あるんですよ。ただ、何もしないよりは借りてもらって、機械を借りてやるというのを認定するかどうかだと思うんですね。でも、それずっと広がったら、今後何が何やらわけがわからないということになるんじゃないか。

農業委員にただそれだけを求められてもすごく荷が重いと思うんです。真面目に考えたら。まあいや、もうわけわからないというのなら非常に簡単。そんな農業委員なら要らない。本当これはある程度きちんとした縛りとか、やっぱりこの法律がある以上はきちんと網をかけていかないといけないと思っているんです。さっきも発言させていただきましたとおりです。

○藤井会長 私もここについて下限面積を2反に下げたときに、2反以下、1反というところもあるようですけれども、下手すりゃ管理機1個持っていたら堂々と農地を取得するような状況になりかねないので、その辺はどうにかしたいなという思いはいまだに持っているんですけども。

せつかくの意見ですから、防府市としてどの程度までその機械に関して縛りを設けるかというのは、何か御意見がありましたら。

この間、新聞に出ていたけど、どこかの県じゃ、1aだったかな。

○事務局 0.1a。

○藤井会長 下限面積をそれにしている農業委員会もあるみたいですからね。

皆さんも回られるときに機械があるかどうかというのは、現状では確認してもらっているわけですよ。今後ともそれはどういうふうな扱いにするか、また話し合いたいです。

どうぞ。

○10番 私は3年前に中国人が土地を買うというので、トラクター1台は絶対買わないと許可出さないと。買ってから出してと。だから、機械を、道具をそろえてやるのも一つの方法ではないですか。それが一つの基準になるんじゃないかと思う。そこをねじ曲げたらやっぱり自分の存在感がなくなりますよね。僕はそう思う。

○藤井会長 今の御意見をいただいて何か。

農地を手放したいという方も増えてきて、もう昔に比べたら本当に安易に農地が手に入りやすいような状況になっていますので、どこまで本気でやってもらえるかを確認する手段の一つとして何かの縛りは必要だと思うんですけども。それを機械にするかどうか。

○16番 せめて中古の耕運機1台ぐらい、2反ちょっとでやるなら。僕らでも常識的にそれぐらい、本人に本当にやる気があるなら必要と思うんですよ。とにかくああ言っていたら通るんだからというなら農業委員会いらないですよ。

○10番 これは順番からすると買ってからもできるんです。いつでも。だから、買ってくれと言えばいいんです。耕運機でもいいから。2反だったら耕運機でも耕せます。20万でも50万でも買えるわけです。買わないと、本当にやるのかなという不信感がある。だから、基本的には道具をそろえてから申請書を出して、やるよ、というのが一つのスタイルじゃないんですかね。私はそういうふうに思っております。

○藤井会長 今回みたいなものは、買ってから許可出しましょうもあると思うんですけど、先ほど池田さんが言われた、まるっきりの若い新規就農者ですね。その場合には、いろいろ計画されて、それに基づいて市なんかは世話をして就農させるわけですからね。機械をどうするかというのはちょっとまた別の考え方になると思うんです。これはこういうお墨付きがある営農計画書で、機械購入の予定がある分は別扱いで認めるかどうかという問題も出てくると思います。

○18番 ちょっといいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○18番 ——で保留になった件、あれも3条だった。不動産業者が農業、中身を見ると、農業機械は全くない。そのときに保留になって、和西委員と私とで事務局まで来てもらいました。何もなくて田んぼを5反買うのかと。耕作は農業公社に依頼するということだったんです。トラクターで農業公社へお願いして、鋤いてもらう。もう一人おじさんがいるからそれから借りて。そういう計画書。それじゃちょっとおかしいよというので、最低でもトラクターを買ってくれということで、買ってもらいました、中古のトラクターを。

だから、そんなことはおかしいと思う。5反も田んぼ買って、六次産業に貢献するという立派なこととは何でも書けます。うりとスイカ作って六次産業に貢献するという不動産業者が口から出放題で、いくらでも営農計画を書けます。

だから、縛りかけるのだったら、兼石さんがおっしゃった、最低でも何か一つ買いなさいよと。それをまた売ったらわからないですよ。売るかもしれないけど、最低でもそのぐらいは縛りがあるほうがいいんじゃないかと思います。

この不動産業者さんは、買われました、条件付けたら。でも、やっぱりある程度は草刈機の1台もないようでは新規就農ができるか、本当に何もないような状態では、おかしいですね。縛りは一つは必要だと思います。全部そろえろというのは無理かもしれませんが。最低条件でどうですかということで、耕運機なり管理機を1台ぐらい買いなさいよというのであれば、和西委員さんがおっしゃったように2反の田んぼですからね。熊手でやると言われたたらそれまでですけど。

○5番 中山ですけどね。これ、——という方ですね。今まで農業を全然やっていらっしやらない方なんですか。

○15番 はい。

○5番 ものを作る興味がある人なのかどうなのか。要は、農機具は今から購入してもいいのかもしれませんが、本人がやる気があるのかないのかというのが一番大事なんじゃないかなと思うんです。確かに2反ちょっとぐらいであれば。だけど、本来であれば、中古でもいいから小さい耕運機でもなかったら農業を果たしてやる気があるのかないのかというのをやっぱり疑問視されるような気がするんですよ。

要は、本人が農業をやると考えていらっしゃるのかどうなのか。

○藤井会長 機械を確認されるというのはどうですか。

○14番 私、やっぱりそこは最低限の農機具は今から百姓やろうと、ここに営農計画書をこういう行政機関に出した以上は何らかの形で示してほしいというのが本音。刈払機もない、鍬、熊手じゃどうにもならんですね。最低でも刈払機とトラクター買えないなら耕運機でいいでしょう、2反ぐらいだったら。それは最低限必要なんじゃないですかね。それは後すぐ売るかもしれないという話もありましたけど、そういう人はまたそういう人で、世の中渡っていくんでしょうからね。

だけど、ここにやりたいって挙げてる以上は、我々はこうやって二十何人も集まって、これを何時間もこうやって審議して、あれは嘘だったと言うんじゃないそれは池田委員が言われるように我々の存在感っていうのは全然ないですもんね。だから、その辺はきちっと道具の1台、2台は縛りかける。私も思います。

○5番 今の若い人が新規就農される場合は、経営計画というのを市役所農業等で経営計画をつくって、スタートは確かに農機具は少ないかもしれないけど、経営計画の中にはそういうふうなことを多分明記されているんじゃないかと思うんです。だけど、2反ぐらいではそういう経営計画というのは出す必要もないはずですから、その場合は不安ですね。

○14番 これはどこかで線引きをしないと、これはどうにもならないと思いますよ。だから、やっぱり縛りはかけるべきだろうと思いますよ。

○7番 皆さんの意見にもありますけど、農業をやるといふような覚悟が要りますよね。口で言うんではなしに、やるんだという意思的な証は機械を買っているよというのが、やっぱり条件でいいと思うんです。だからやるんだと。頑張ってるんだっていう。やっぱりここをさっと見たら全くないですね。借りる。田植え機とかコンバインとか貸したり借りたりしないよね。ある程度の条件としては機械を。

3条2項に書いてあるじゃないですか、それね。あれを3つだけ我々がチェックすればいいんですから、やっぱり本当にやってほしいし、やるんなら証を見せてほしい形としてね、だから、機械は最低条件として私は揃えとってほしい、やるならそれが農業委員会の条件にと私は思います。

○藤井会長 どうですかね、皆さん。具体的に縛りをつけるにしても、今和西さんがおっしゃったように、2反ぐらいなら管理機でできるという考えもあるでしょうし、2反なら管理機でできるわけない

じゃないかという考え方もあると思うんですよね。それこそ内田さんがおっしゃったように、熊手でやれと言われても——ですからね。何が一般的で何がどこまであればよしとするかということも難しいでしょうけどね。

○18番 ——の案件は縛りを付けたんでしょうね。トラクターを買ってくれと。

でないと、これはもう絶対通過しないと行ったものですから、やっぱりもう前例はありますよね。前回はトラクターを買わせて、今回は何もない——というのがやっぱり弊害がある。

○16番 調子悪いですね。あるときにはそういうふうになっている。何もなくてもそういうようにされるというのは。

○18番 トラクターぐらい買わないとおかしいんじゃないのって、で、買ってもらったんです。だからある程度の縛りは必要だと思うんです。耕運機なりトラクターは買えということも言ってもいい。でないとおかしいですよ。どう考えても。

○10番 問題は果樹があることですね。でも松永さんは道具を買わされましたね、やっぱり道具がないと仕事ができないから、やっぱり何かを形として道具とタンクぐらい買って、軽トラ買って、消毒できる体制にしとかなないと。果樹の場合はそれが——ですから。そのぐらいやらせて、認めないと。やっぱり一つの形がないですね、農業委員会として。そういうのをやっぱり基準として一つは農業委員会として持っていたほうがいいと思いますね。買ってからでも何でも若いからまだ買えないからというのではなく、買ってからやれば。いくらでも申請してから通るからと言えいいんじゃないんですか。

○藤井会長 今回の件は、将来購入予定、それまでは借りるといことなんですけど、どの程度のスパンで見られているのかというのは。

○15番 将来買うというように。先ほど言いましたけど、近日中にトラクターが届くと。前回とちょっと違うけど、トラクターは買うと。まだ確認はしてません。

○藤井会長 それも確認をさせてくれと。確認させるということだったんですよ。

○15番 確認をさせてくださいということは言いました、それは実際に買うかどうかは。

○14番 けどそこは、疑えばきりがないですね。本人がそういうことで鹿角さんが見に行くんだと言われりゃしようがないですね。

○藤井会長 新たな意見を聞いたら、大体の機械、何らかの機械、必要なものは持つべきとの考えのようですから、これから3条の案件は最低限の機械、その耕作面積、作る作物によって地元委員さんがこれだけは必要と思われるものを最低限用意してもらおうという条件で当たっていただきたいと思えます。

それによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 今回の件、近日中に機械を買うということらしいですけども、それを踏まえて御意見がある方は。

○2番 営農計画書には、前回、買うとか書いていない。

○藤井会長 前は買うとは書いてなかったですね。  
なかったです。

○2番 予定があるのだったらまた協議する。

○15番 もう買ったよと言われたんです。トラクター待ち。

○2番 書いてない。

○20番 今、おっしゃったように、これを修正して、近日中に買うということを書きかえられたほうがいいです。

○15番 これは購入予定と書いてありましたけど、聞きとりのときに言われたんです。購入予定で、「近日中に届きます」と言われたんです。購入はしていない。

○9番 それは購入先へ確認されたんですか。

○15番 それはしてない。

○9番 それしてください。口も方便だから絶対。僕は全部確認しています。

○15番 そうですか。

○藤井会長 あとは、中山委員さんがおっしゃったように、本人がどの程度やる気でおられるかというのは、鹿角さんがお会いしてからどんな感じだったんですか。

○15番 若い人とは違って多少やる気はありますけど、実家の親元のほうは田んぼ少しはあって、自分はやったことないんですけどと言われたんです。本気でやるのはちょっと難しいところですね。

○5番 やるかと言ったら難しいよねと。

○10番 本気でやるかと言ったら、道具はと。

○15番 今、————という社長をやっています。田んぼはすぐ裏側になります。駐車場というか、敷地のすぐ近くなので、——という人がその屋敷の中にいる感じなんです。——。出入りはすぐ近くなので、何mもないんです。その人が手伝って教えるということを書いておられるんで、1年中外に出ているということだと思っんですよね。

○藤井会長 この件はこの前の話でも今一生懸命維持管理されているこの譲渡人がもうできないから探されていたという経緯もあるわけでしょう。そこに話が行ったんだろうと思うので、できれば最低限維持管理でも出てもらえればいいかなという思いがあるわけですけども。

機械の件は今そういう状況ですので、この辺で採決させていただきます。

この案件は承認いただける方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。地元委員さんにつきましては、機械の購入の状況を含めて今後のフォローをお願いします。

○15番 確認が終わりましたら連絡します。

○藤井会長 はい。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、國澤です。議案第28号の2番、所有権移転の申請です。

今の案件とちょっと似たところがあるんですけど、これは一応現地確認と申請者の聞き取りを6月14日に行いまして、それを報告いたします。

1か所は——の現地は——の駐車場の下のところになります。これは、畑地状態で、半分果樹園みたいな感じで、ほとんど竹林状態になっていまして、柿の木とか半分果樹園のような形なんですけど、本人さんは竹林の竹をきれいに伐採して、タケノコの栽培をやってみたいということで聞いております。

自宅から約1kmのところでは本人さんは——の辺に住んでいらっしゃるということで、もう一点、——のほうに田んぼがございまして、——のトンネルの東側のところで、昔農業委員やられた——のところの家の上で、——とも懇意な関係らしくて田んぼを見に行ったら、きれいに鋤いてございましたので、草もほとんど覆ってないということで、当面きれいに管理はされております。

そういったことで、話を聞いたところ、譲渡人は遠隔地に在住しておられて耕作できないということで、譲受人さんが、今言いましたように、自宅から近いということで、耕作しやすいということから譲り受けることにしたいということで、本人さんには会ってませんが、電話で確認しましたら、もう少しほかにも土地があれば規模も拡大してやっていきたいという意気込みを持っていらっしゃいました。

そういうことで、農地法第3条第2項の各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

今、問題となっております。まず第1の全部効率要件について、譲受人は耕作要件、農機具の件なんですけど、今のところ、当面は——の法人さんから農機具は借り受けて、土地を手に入れたら法人さんから借り入れて管理がしたいということで、現在も借りてやっていらっしゃる雰囲気もありましたけど、やりたいということです。

現在は、中古農機を探している状況ということで、当面は今ないもので、——の法人さんから機械は借りて、懇意にされております関係者がいらっしゃるということで、やりたいということで、そういう面では、農地の全てを効率的に利用できることが見込まれております。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の点については該当してござい

せん。第4号の農作業常時従事要件と第5号の下限面積要件についても満たしております。第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるというので該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動について、周辺の農業上の効率、総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法の第3条第2項各項にも該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。

私は電話でずっとお話を伺いましたが、かなりやる気も見えてきて、自分で親子2人なんですけど、今、ほとんどは竹林状態なんですけど、全部伐採してきれいにしてから、それから軽を買って、耕運とかでやりたいというふうに聞いておりますので、聞いた限りではただ購入目的ではなくて、やりたいと聞いておりましたので、私としてはいいんじゃないかというふうに、またもうちょっと面積もふやしたいという御希望も聞いておりますので、私は要件を満たしておると判断いたしましたので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。さっきと余り変わらないような感じなんですけど。

○14番 14番、松永ですが、現在、何をされているんですか。

○3番 そこまではちょっと聞いていないです。

○14番 何かで生計立てて。

○事務局 よろしいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○事務局 申請書には不動産業というふうに記載されて。

○10番 不動産屋か。

○事務局 母親の職業は飲食業になっていて、この営農計画書に記載の。

○3番 できたものは、何か飲食店のほうでさばきたいと。

○事務局 農作物の出荷先のところにあるのと。

○14番 何かそれ聞くと、さっき18番の言われた不動産屋にトラクター買わせたとか買わせないとか、それはどうなんですか。

○24番 譲渡理由のところにも新規就農というのが書いてあるんですけど、松永さんと全く同じようなことを質問しようと思っていて、1番の方も2番の方も新規就農、私たちみたいなのも新規就農者なんですけど、お金をもらう新規就農者の場合は、営農計画書とかというの、やっぱり15年分ぐらいの、今でも営農計画書と生活の——自分の経営についても——し、個人的な生活についての営農、人生計画みたいなものを出さないと給付金がもらえないと、そういったところまで出して作付計画、借入計画とかを出して、新規就農者と言われているんですけど、もちろん給付金をもらわないで新規

就農をされる方も絶対いらっしゃるので、その方はそういうのを作らなくてももちろんいいんですけど。

私たちが、この書面から判断できる新規就農と書いてあったら、イメージ的には新しく農業を始められるのかなと思うんですけど、この上の66歳で新規就農の方とかだと心の中では、年金で畑するのかなとか、ちょっと意地悪なことを私も思ってしまったたり。

でも、そういう人たちがいらっしゃらないと畑は守れないなと思ったりもするので、先ほどからも出ているように、新規就農者でいきなり機械はやっぱり買えないですし、私も果樹なのでトラクターも持っていなければ、何も持っていないので、家族は持っていますけど、ということもいろいろあると思うんですけど。

最初に、譲渡理由が新規就農と出ていたとしても、今回の人みたいに、29歳でいよいよ始めるのかと思いきや、前回、これ——、何か——の奥のほうに栗と梅を植えるとされた方もいかにもものすごい新規就農者で始めるようだったけど、何かほかの事業をされてる方だったりしたので、同じ新規就農の名前の中にもそれだけを本当にするのと、兼業でされる方もいらっしゃるので、その辺もよく調べて。

ただ、専業がいいというわけでもなくて、専業したばっかりに食っていけないという事例は多々あるので、兼業でサラリーマンをされながら5反ぐらいトラクターで耕すほうがよっぽど経済的というか、畑がつぶれずに10年先も回っているんじゃないかというのは個人的に思うことではあるので、その辺をはっきりさせて、農地を取引するというのは結構大事なんじゃないかと思います。

中川さんがよく言われている、新規就農をされたけど全然畑が耕されないというか、耕運されない方は、専業でされているけれども、トラクターにも乗らないですね。草も刈られないし、それが果たしていいかどうかかわからないですけども、でも、兼業でお勤めされながら、その時間、田んぼをトラクターで耕運されている方は普通にきちんと作られてはいるので、その方は新規就農でも何でもないけどされているので、どっちがいいかわからないんですけど、その辺はよく確認したほうがいいっていうのはやっぱりあるんじゃないかなとは思いますが、今みたいにほかの仕事によっては、なんか悪用しやすいときもあるのかなとは思いますが。

○7番 7番、吉本です。ちょっと悩ましい事案ばかり出ているんですが、不動産業の方が農地を買って耕作されるというのが、あれ2年ですかね、耕作して。今度は農地転用してから、売却しますよね。農地法の第3条と5条の使い分けというか。我々がもし3条でこれをこの総会で賛成する、それをその方が、例えば2年は農地を確保して作って、それで売却する、宅地にね。そういうときに我々は共同正犯ということにならないですか。それは加担したということになるんですね。農地を売却するのに我々が加担して、安く買わせてあげて、この人がこんなん建てて。そこは、我々も考えないといけない。

農地をやっぱり確保して、我々は維持しようという立場ですから、そこはやっぱり考えないと。どうもそこが、さっきの意見も一緒ですね。土建屋やら建築やら不動産業とか、それはいいんですけど。新規就農は大賛成で、本当にやってもらったほうがいいですけど、そこがちょっとなんか気になります。

○藤井会長 将来、転用するつもりで3条で申請してから、正直に言う人はまずいませんからね。この5番もそうじゃないんですかね、あれ。———て、あの方でしょう。

大きな声じゃ言えませんが、そういう意図があるんでしょうから、もともとは。

先ほど、せっかく1番で農機具の有無とか議論をしたところですから、この2番の案件も確認したほうがいいんじゃないかと私は思うんですけど、どうですかね。

1番は1回保留にしてから再度確認いただいて今回かけていきましたからね。この件は最低限購入していただいてからという形にしたほうがはっきりしているんじゃないかと思うんですけど、どうですかね、皆さん。

○9番 そのほうがいいですね。賛成。

○14番 何か形として示してもらったほうが。

○3番 最低、草刈り機とかを買ってもらわないといけないと思うんですよ。

○藤井会長 ——の営農法人というのは、どこですか。

○12番 この前、1日に手伝いに来られた。———の知り合いで、お父さんが不動産屋です。

○事務局 私が持っている資料には、本人が不動産業という記載がある。

○12番 そうですか。

○事務局 そこまでは確認していないので。

○12番 昔、——の所になんかたい焼き屋さんがあったじゃないですか。あれやっていた。

○藤井会長 それで、今回、農業をやる気があるんですか、本人は。

○12番 この前、1日手伝いに来られたと。田植えを。

○事務局 それはお父さんですか。

○12番 息子が土地を。

○4番 息子だろう、これ。これは息子だ。

○12番 親父は。不動産。

○4番 親父がそうなん。

○12番 うん、うん。

○5番 これ、お母さんが飲食業なんかしておられて、これ食材をここで使われるんですかね。

○藤井会長 本当に耕作ができればですね。それでも農機具は。意味がないんだから。そういうことでよろしいですか。

ほかに確認しておいてほしいことがあれば、今回この件で確認させていただきたいと思うんですけども。

○14番 不動産屋が求めるのはいいか悪いかというのは別にして、ここにうたってありますよね、農機具の購入予定。これだけは買えと、そのぐらいのことは言ってもいいんじゃないでしょうかね。

○7番 これは営農契約書でしょう、我々に対する、法的な。だから嘘を言っちゃいけない。これは我々が――。

○14番 だから、さっきから出ているように、買ってから申請してくれと。

○10番 それで間に合うんだ。

○藤井会長 何を買わせるかは、地元委員さんとよく話し合っただけで、確認していただいて、最低限のというような話をしてください。

では、それを確認していただくということで、2番はこれでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 この際、保留ばかりになるかもしれませんが、先ほど言いましたように、農機具に關しましては、各委員さんの御判断で必要最低限のものはそろえていただくということで、今後話を進めていただくということを徹底したいと思いますので、これからはよろしくお願いいたします。

それでは、2番、保留といたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 これも1、2と同じような案件ですが、皆さん、しっかり審議してください。

議案の差し替えが入っております。営農計画書です。

場所は旧2号線、今の2号線がぶつかる3差路がありますね。あれをちょっと――山のほうへ行ったところの線路を渡ったところですよ。――です。線路を渡ってすぐそこです。ここにありますように、――って方が平成22年に競売でここを取得したわけですよ。そして、周りから、そのときの営農計画書を出した、古いほうにありますけども、それだけだったんです。それから荒れ放題で、藤井会長の近くでもありますし、あそこは農振地域ですから、すごい苦情が出るので、何とかこの辺の対策として、草は刈ってもらったりはしている。それで、このたび、――さんという方の御主人が亡くなって、――という方が御親戚で相続することになったらしいんです。これは――の社長さんということで、――に3反ぐらいの田んぼ、どういう格好で求められたのかわかりませんが、電話で聞いただけですが管理だけしているということです。

そして、とにかくもう田植えも始まりますので、草は刈ってもらいましたけど、とにかくあそこを耕してくださいと。それを何回もしつこく言っていましたら、「相続になるので、名変をしないとできない」と。「その田んぼを触ることはできない」というような感じで言われますので、「あなたたち、兄弟じゃないんですか」と言っても、「いくら兄弟でも金がそこに使われているのでできませ

ん」と言われて、その辺のやりとりを随分したんですが、名変してもらったら、————と息子さんとで、かなりの従業員がおいでになるということなんですが、ここにありますように、トラクターも持っている者もいるし、草刈り機を持っている者もいると。ダンプも5台あるし、車もあるから、その辺は管理はすると。

じゃあ営農計画書をもう一度作り直してくださいと。元の営農計画書じゃあ承知できませんと言いましたら、ここに新しい営農計画書を提出してきました。そして、これも信用せざるを得ないんですが、客土して、もちろん客土しないとだめだろうと思うんですが、客土して、平成31年度中にはこれでこれだけのものはやるということを何回も電話で話しているのです。

この農機具は、私は確認しておりません。——のほうですから。だけど「これは必ずあります」ということでした。ここで3条を読み上げるのも何ですから、まず御審議のほうよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります、御意見のある方はお願いいたします。

○3番 今から植えようとしている。今、植えてあるんですか。

○14番 全然。

○3番 何にもないんですか。

○14番 やっとこの営農計画書が出た。もう人間の背たけぐらいの草が生えて。去年の秋は生えてたんです。「それを刈って、今からはもう草が伸びますから、すぐ鋤き込んでください。次を鋤いてください」と言ったんですが、「名変ができなきゃ、人の土地は触れない」と。じゃあ「お金をもらえばいいじゃないですか」と言ったんです。「その辺もできますよ。営農公社もありますよ」と言ったんですけど、「人の土地は触れない」と。

○10番 これはあれですか。平成29年から30年のうちにこれだけの面積を全部客土をされて。

○14番 はい。

○10番 土地を、それじゃあ買うんですか。残土じゃないんですか。

○14番 それは土木。

○10番 買うとなると相当金かかる。

○14番 土木事業をやっているから、その辺もあるんじゃないかと思うんですけど。

○10番 1年でそれだけの準備ができるのか。1年でも客土だったらもう5年、6年で申請がある。

○14番 だから、これはかなりの大きな会社らしいので、その辺は30年から31年じゃ出てきたんじゃないんですかね。2年ぐらいの間にやるということ。

○10番 その辺はチェックしてください。

○14番 次の人にしっかり引き継ぎたいと思います。皆さんでよく審議してください。そこは藤井会長も納得いかないということで、相当、電話でやりとりをしましたが、会長のほうも相当やりとり

をされていますよね。その辺、会長、いかがですか。

○藤井会長 これは、平成22年に競売にかかった案件なんですよ。競売にかかるということは、競売に参加できる業者が引かかるかどうかということで、事前に小委員長以上で紙面協議して許可を出して競売に参加してもらった案件なんです。

競売にかけて、この方が、競争がなかったのでこの方が落札されて。4反ちょっとあるんですけど。ということで、ここに——とありますけども、その当初からこの——が親戚だから私が管理するという約束で許可を出した案件なんです。

それで、それ以来作物は耕作されていないですから、そういうことで、月に1回は草刈りをさせております。運輸関係の仕事をされているので、5、6人が草刈り機を持ってきて、されて帰られるんですけれども。

そういういきさつがあるから、こっちとしては許可を出したくなかったんですけども、これをほっといたらまたこの方も草を刈るのをやめてしまえということにもなりかねないので、今よりもっとひどい状況になるので、できれば営農計画書どおりに、作らせるつもりでおりますし、それまでは今まで以上に隣の人に迷惑がかからないように、管理するという約束は取り付けましたので、致し方ないかなという思いで。あとは松永委員さんに報告したところです。

これが競売のときから、周りの農家さん2、3人に当たって、ぜひ競売に参加して、取得してくれというお願いをしたんですけども、結局、手を挙げられる方がいなくて、仕方なくというところがあるので。荒れないような感じにしたいなという思いではおります。

○14番 今、会長が言われたように、これをまた許可が出なかった場合、草ぼうぼうに。名変したら本気でやる。とにかく名変をしてくださいと。名前を変えるだけなら許可できませんと言ったんですけど、それは我々を信じて、名変してください責任をもってやりますし、念書はもらっていませんが、電話で確約はいただいております。

○藤井会長 何か御意見、ございませんでしょうか。

念書は書くと言われたんですけど、念書にどれだけの効果があるのかは。

○6番 今までの件と違って、とりあえず機械がある程度そろっているのであれば。

○藤井会長 機械はある。

○6番 いいんじゃないかと私は思います。

○藤井会長 最初に言われたように1年目ぐらいに荒れたときに、草を刈れと連絡したら、大きなコンボを持ってきて、掘り返してめちゃくちゃになったんですから。それからはもうコンボでやるな、草刈り機でやれと言った。だから、そういう機械類は持っている。

ほかに御意見はないですか。松永委員さんと私も近くですので、責任をもってやらせたいとは思っていますので、よろしくをお願いします。

それでは採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続いて、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の古谷です。議案第28号の4は、——が公益財団法人やまぐち農林振興公社で5年契約で分割をされて、購入された所有権移転の許可申請であります。

現地確認及び——へのヒアリングを6月14日にいたしましたので、その結果について御報告いたします。

この農地の場所は、——より100mから200m北側のところです。この農地はいずれも5年前より——及びその家族が耕作されており、先ほど言いましたが、今回、5年契約で分割支払いが完了したために、所有権の移転となっております。

農地法第3条第2項の各号の農地の権利移動の制限に関することについて説明いたしますが、今、申しましたように、今現在、つくっておられます。この方は、——でも5本の指に入るぐらいの耕作をされておられます、そういったことで、1号から7号までありますが、全て非該当です。

ただ、7号であります地域との調和要件、これは周りが全部水田です。その中で野菜を作るということで、農薬による被害が発生するということが懸念がされましたので、これは双方にあるわけです。それで、その辺、改めて気にするように言ったんですが、今のところ、5年間農作業をして、近隣の農家からの苦情はないということを確認しておりますので、私としては特に問題はないなという判断をいたしました。

以上のことから、地元委員としては、農地法の第3条第2項各号のそれぞれに該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたしておりますが、皆さんの御審議よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります、御意見のある方はお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番は承認いたします。

続きまして、5番、地元委員、説明をお願いします。

○15番 15番、鹿角です。議案第28号の5番を説明申し上げます。

農地法3条による所有権の移転の許可申請です。場所は、——、——からおおむね200mぐらいのところ。6月11日現地確認を行いました。譲受人の——のお宅へ伺いましたところ、奥さんが出てこられまして、主人はきのう体調不良で入院しておりますと言われました。奥さんに話を聞きました。

多少わかりますということで、——より連絡があり、病気になって農地の維持管理が難しくなってきたので、申請地を譲渡したいと言われ、——とは知り合いでもあり、この話を受けることになりましたということです。

申請地は果樹を植える予定で、現在——地区にもブドウ、モモを植えていると言われました。この申請地にも果樹を植えるということで、6月12日、——に話を聞きました。病気により体調が悪くなり、——のほうの維持管理が難しくなったので、親友の——に譲渡するのがよいだろうと思ひ、話をしましたところ、引き受けてもらったので譲り渡すことにしました。

農機具等は資料の9ページにありますように、実際には確認していませんが、奥さんが言われるにはトラクターは1台ありますということだけは聞きました。

次に、農地法第3条第2項の各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。1号の全部効率要件については、効率的に利用できるの見込まれます。2号の農地所有適格法人以外の法人及び第3号の信託要件の規定については該当していません。4号の農作業常時従事要件ですが、これは該当しません、5号の下限面積の要件ですが、満たしております。6号の転貸禁止要件ですが、該当しません。7号の地域の調和要件ですが、支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法3条支障は生じないものと考えております。

以上のことから農地法第3条の第2項の各号に該当せず、許可要件全てを満たしております。皆様方の御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願ひします。

○14番 14番、松永ですが、これは——というのは不動産業者じゃなかったですか。農地法3条で買ってというような。何年か前にありました。

○藤井会長 そうだろう。

○4番 4番の田中です。以前、不動産をやっていました。何年か前からやめています。息子がやっていますけど、本人は、——とここの——に土地を買って農業というか、果樹、野菜なんかも結構作っているんです。今も野菜を作っていると思います。そのぐらいしか私は現状知りません。

○藤井会長 この当該者はどんな状態なんですか。

○15番 今はわかりません。——のほう。

○藤井会長 この田んぼはどういう状態なんですか。

○15番 今、きれいな田んぼにしています。

○藤井会長 これはこのまま果樹を植えるということですか。

○15番 それに果樹をと奥様に言われました。——地区のほうにもさっき言いましたように果樹を。

○藤井会長 ほかに何か御意見はないですか。

○24番 報告第47号ですが、最後のところの案件がこの方じゃないかと思うんですが、17ページ。

○12番 これはわかるんですが、これは————が譲り受けられる予定になって、健康上の問題で。

○24番 そっちのほうの。

○12番 逆です。————てあれですよ。——のもと豪雨災害を受けた————を上がって行く途中の左側ですよ。————は——に入っすぐの————の裏側のところですね。

○藤井会長 ほかに御意見はないですか。

御意見がないようですので採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

3条でえらい時間をとりましたので、ちょっとテンポを上げたいと思いますので、御協力をお願いします。

続きまして、議案第29号です。

○事務局 それでは、御説明します。議案書の3ページ、資料の11ページからになります。

議案第29号につきましては、農地法第4条の規定による許可申請が1件出されております。

転用目的は、作業小屋、農業用倉庫です。農地区分は集団農地面積63.4haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。

許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落接続です。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 地元委員、説明をお願いします。

○2番 池田です。議案第29号、1番の調査報告をいたします。

作業小屋、農業用倉庫への転用申請です。6月14日に事務局2名と國澤小委員長と私と4名で現地確認をいたしました。その後、6月17日夕方ですけど、————のお宅を訪問し、御主人に事情を聞くことができました。

場所は議案書11ページの地図をご覧ください。北のほうに————がございます。それから南に下がったところです。本人は建設業を営んでいらっしゃいます。既に作業小屋と農業用倉庫が建っておりまして、違反転用になっております。事業計画ですけど、そこに載せてありますけど、親の代である昭和40年ごろに建てられた建物なので無断転用になっていることは本人は知らなかったそうです。

今回、母屋の横に家を増築する手続をしようとしてわかったそうです。違法状態を解消するために申請されました。また、現在の倉庫は農地への復旧はとても難しい状況ですので、申請地をそのまま利用させていただきたいとのことでした。

地元委員といたしましても、今回きちんとしたいという御本人の思いを酌みまして、このようにで

きたらと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようでしたら、採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第29号1番については承認いたします。

続きまして、議案第30号について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。議案書の4ページ、資料の17ページからになります。

議案第30号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が9件出されております。

転用目的は、農家住宅、自己用住宅、自己用住宅敷地拡張、資材置場駐車場がそれぞれ1件ずつと太陽光発電設備が5件です。

受付番号1、太陽光発電施設です。農地区分は、集団農地面積4.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

受付番号2、農家住宅です。農地区分は、集団農地面積14.4haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落施設です。

受付番号3、自己用住宅です。農地区分は、集団農地面積0.2haの農地でいずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号4、自己用住宅敷地拡張です。農地区分は、集団農地面積0.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号5、資材置場駐車場です。農地区分は、集団農地面積37.6haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落設備です。

受付番号6、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積3.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号7、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積3.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号8、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積3.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号9、太陽光発電設備で、農地区分は集団農地面積5.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは1番、地元委員さん、説明をお願いいたします。

○2番 2番の池田です。議案30号の1番で、これは太陽光による所有権の移転でございます。

6月14日に事務局2名と國澤さんと私の4名で現地確認をしました。場所は、議案書の17ページの地図をご覧ください。

インターチェンジ、それと新幹線の—————の入り口のちょうど上、北側になります。

6月17日夕方ですけど、譲渡人の—————にお会いすることができました。—————は、御主人が亡くなられていらっしゃって、家から離れた田んぼは管理が難しいということで、ちょうどいい話があったので手離したいという意向でした、それでも——寺のイベントがございますので、草刈りは一生懸命しましたということで草が刈ってありました。

今後とても無理だということで、こういうお話に乗ったということでございます。相手の—————ですけど、昨日、18日の夕方ですけど、お邪魔し、御主人といろいろとお話できました。

隣接の田んぼの方には少し早目にもう挨拶に行っておられまして、一応、了解を得ていらっしゃるそうです。水路とかあぜ草等の管理、それから近所の方のお付き合いなどもうまくされるようにというお願いをしておきました。

この件も—————の事情に仕方がないのかなとも思っておりますので、皆様方の御審議どうぞよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ございませんか。御意見がないようですので、採決に入ります。御賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番を承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。よろしく申し上げます。

議案第30号、2番の案件です。農家住宅の転用申請でございます。

6月14日、4名で現地確認いたしました。場所は23ページのところをご覧ください。先ほどの審議と一緒になんですけど、—————のトンネルより少し下がったところでございます。この案件は、先月、3条で—————から—————への所有権の移転申請が出ておりました。そのときの田んぼをお孫さんに託すという感じで皆様に御了解いただきました。

本人は、—————市のほうへ勤務されておまして通われていますけれども、奥様は市内で看護師さんをされており、—————、祖父ですよね、—————の奥さんは一緒に住んでもらえるということでとても喜んでいらっしゃる状況です。

この土地は既に埋め立てられておまして、これまで屋敷の一部として利用されておりました。こ

の件に関しまして申し訳なかったと始末書を提出されております。祖父である——も、先月も申しましたけど、二度脳梗塞をされており、これからも孫に面倒をみてもらうという条件で、屋敷内に家を建てられるということで、今後このように農地のほうも管理されるというお話をされました。皆様方の御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

これは、先月、3条で出ているんですか。

○事務局 はい。

○藤井会長 3条で受けたものはすぐ転用できるのですか。

○事務局 いえいえ。当該地じゃないですよ。——の所有の農地を——が3条で借り受けることになっていたのが先月出ている、当該地は別の土地。

○藤井会長 ちなみに、今回の案件ではなくて、3条で買って、即、農家住宅を建てたいといって転用はできるのかね。

○事務局 それはできない。県の要領の中にも。

○藤井会長 2作しないといけない。

○事務局 2年2耕作以上というふうに記載があります。

○藤井会長 農家住宅でも。

○事務局 農家住宅でもそうです。なので、今回のように農家住宅を建てたいという要望があったときは、その所有の中でその土地を除いた土地とかを譲って農家になってもらって、残地に農家住宅を建てるというのは今までもあったと思います。

○藤井会長 御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番を承認いたします。

続きまして、3番、4番、これは同じところですから、一括でさせていただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、吉本です。よろしくお願いいたします。資料は29ページからです。

まず、場所はですね、県道のすぐ隣なんですけど、——がすぐ下にあります。——から30mぐらいの北側の土地です。

本事案は、3号と4号一緒にいくんですが、——という方所有の土地でして、4号の——というお名前があります。この方が姉妹、——がお姉さん、——というのは妹さんで、どちらも結婚されて、——は——のほうに住んでおられて、その——の土地が

今回該当の土地です。どちらも。

あと、これは最初に3号のあれですが。

この——と——という方が相続で、土地があったのを半分に分けて、譲渡してもらって、——という方が住宅を建てておられて、住んでいらっしゃいます。そういう御関係です。

そのお姉さんの土地の、まず3号のほうですが、——という方が、これは同じ地区なんです、——の方なんです、そこは——不動産が仲介か何かしてあって看板が立ってます。自己用住宅を建築したいという事案です。

現場調査を6月14日9時から農業委員会の事務局2名の方といたしました。地主の妹さん、——には、今日なかなか会えなかったので、お話を聞きました。お姉さんからも聞いておりました。したがって、その結果について御報告いたします。

資料の29ページ以降、自己用住宅の資料は、——司法書士のところで作成されておりまして、特に内容についての不備はないようですし、——さんとも確認をしております。地目は農地なんです、畑ということで、樹木は植えてあったんですが、妹さんが管理されていて、周囲がもう宅地で全部建っておりまして、隣にちょっと田んぼがある。ずっとお姉さんも離れていらっしゃるもので、土地を管理するのが非常に大変だということで、今回の話が出てきたということです。したがって、3号についてはそういうふうなことで——が——に自己用の農地を売却して——に買っていただくという事案です。

続いて4号ですが、これは、——の土地でして、ちょっと29ページとか36ページ、36ページの真ん中に申請地が田というのがありますね小さいですが、一番下は——という方の住宅です。

4号の方はですね、この真ん中の田をお姉さんから譲り受けまして、ここを駐車場にしたいというような話です。住宅の拡張ということなんです、これには事情がありまして、子どもさんの体がご不自由ということがありまして、ここに送迎用の車が来るということで、なかなか車を転回するところがない。ということで、——から、妹の——がこの畑を購入したいと。

現地で確認した結果特に問題ないなということで、結論を出しております。地元委員としては問題ないと思っているところです。皆様方の審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。

賛成の方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、内田です。——地区の1種農地の資材置場及び駐車場への転用です。6月12日に事務局2名、和西委員と私で現地確認。現地は41ページですが、国道2号線の道路、——より北側、——になります。

現地周辺は、41ページ、42ページの1種農地にはなっておりますが、——という集落があるんですが、この集落の埋立地の中にありまして、現地は市道沿いにありますが、両サイドが住宅になっている。永年耕作された様子は全くなく、現状はかなり草が生えて、再耕作はできないと思われまます。

譲受人の——は申請地のちょうど左側に住宅があるんですが、——というタイル業を営まれておりまして、43ページの事業計画書、44ページの事業計画書のとおり、資材、自家用トラックの駐車場として利用されるとのことでございます。

45ページの被害防除計画について、汚水処理に記入漏れがありましたので、直接、——の奥さんにお会いさせてもらいまして、お話を聞きましたが、建物の建設はもう全くしないということございましたので、汚水処理はないということになりました。

以上からして、永年耕作された形跡もなく、周辺に悪影響も全くございません。問題はないと考えます。皆様方の御審議をお願いします。

○藤井会長 ただいまから審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります、賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで5番は承認いたします。

続きまして、6番、7番、8番を一括上程させていただきたいと思えます。

○9番 9番、古谷です。議案第30号の6及び7、それから8の一部は同一人、同一事業で関連がありますので、一括御報告いたします。

なお、ナンバー8については、あとで兼石委員から報告があります。

この件については、——所有の農地を——が太陽光発電設備のために農地を購入して農地転用する案件でございます。

6月14日に農地の現地確認を、兼石委員さんと事務局の方で行い、また6月15日に——に電話でヒアリングをいたしました。

なお、6月14日の現地確認をした際、太陽光発電設備による反射光や反射熱等による問題が考え

られたために、当日、担当の行政書士にその設備の角度、あるいは、———グラウンドのすぐ北側に位置するため学校にも説明をして、問題があることについては全て対策をとってほしいということをお願いしております。その結果について報告をいたします。

当該農地の場所は、お手元の資料の47ページ。それから53ページ、59ページに記載がありますが、あとで見ていただきたいと思います。

とりあえずナンバー6の47ページになりますが、これは県道———線の———のすぐ北側にあります。今年の4月19日の月例総会で議案第20号4番で———御夫婦の農地を同じ———が購入して、太陽光発電設備を申請したすぐ隣の西側になる農地でございます。

ナンバー7及びナンバー8は、いずれも見ていただきますと———の隣接した農地です。北側と南側にあります。

———は、現在、———市内で20町歩の農地を耕作されており、以前は、時々当該農地に草刈り等の保安全管理をしに帰っておられたようですが、ここ数年、自分が今やっている田んぼを———で20町歩やっている、これに手がかかって、実家の田んぼまでは手が回らないということで、どうしようかということで大変困っておられたようです。

ちょうど今年の3月ごろ、先ほど言いました———が、———の農地を購入して、太陽光発電設備をするよということで、たまたま荒れた農地であったためにこれを聞いて、———に話をもちかけられたと聞いております。

それで、———はオーケーを出されるんですが、実は———のほうの農地もあるけど、これも買ってほしいということで、今回、実家のほうの農地は全部処分されたということでございます。

なお、先ほど言いましたが、担当行政書士にお願いした件については、しっかりとした回答をいただいています。これも兼石さんとの絡みがありますので、これによりますと、ちょっと見てみますと———の担当者が6月16日に———の教頭先生と面会して、事業内容を説明し、いわゆるパネルあたりについても反射光が向かないようにしますということでいろいろ話された結果、学校側では快く了承をいただいたと。

ただ、工事に入る前にはまた具体的に協議をしたいということで、話が進んだというふうに。

それからもう一つ、これはナンバー8の案件ですが、近隣からもその辺の苦情関係について聞きに行ったところ、むしろ今回の工事に入って事前にしてもらうことがとてもありがたいと。実はこれは私どもが現地調査したときに、その住民の方が出てこられて、同じようなことを言われたんです。その報告を受けております。

それからこれは私の担当のことでございますが、———についての関係ですが、すぐ南側に散髪屋さんがあります。この散髪屋さんにも説明に行ったところ、一応、やはり角度については調整しますという話をしたら、快く承諾いただいたということでございます。

したがって、一応、行政書士のほうで対応された結果、全て私がお願いしたとおりの結果を受けております。

それから、————の今回の資金計画、資金繰りについては、某金融機関等からの融資が受けられる予定になっていて、特に問題ないと考えております。

当該農地は、2種農地でございます。審査上必要な立地条件、立地基準というのがありますが、これで行きますと、周辺に他の土地では事業の目的を達成することができないのであれば許可してもよいという規定がございます。これに該当いたします。

なお、一般基準については、確実に転用されるかどうかという点、もう一つは周辺の営農条件に悪影響を与えないかという点、この2点があるわけですが、これのいずれもクリアしていると判断いたしております。

報告は以上ですけれども、地元委員としては特に問題がないという判断をいたしておりますが、皆さんの御審議のほどよろしく申し上げます。

なお、今のナンバー8の————については兼石委員のほうから御報告いたします。

以上です。

○10番 古谷さん、大変ありがとうございました。ほとんどやってもらったんで助かりました。

もうひとかた、————が——の農地をお持ちでございます。8号の手前のほうですね。————と————との間にある長細い田でございます。この田は、実は2年前にここを誰か買って欲しくないかということを経営委員会を通じて、今度、私に依頼が来まして、この————に弟がいるんですが、兄がオーナーで、弟が店長をしてるんですけど、その弟に「ここをあんた買ったらどうか」と勧めたんですけど、「店の近くは嫌だ」ということで、結局、おじゃんになりまして、耕作する人もなかなかいませんし、家として売ろうと思っいろいろ探しましたが、なかなか——に宅地を建てるというのは少ないものですから、どうしたらいいかと。

したがって、今回の————の話によって、————がそれはよかったと思われたことは否めないと思います。

以上で終わりますけれども、こういう事情で————は譲渡することになりました。

よろしく申し上げます。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります、御意見のある方はお願いします。

○12番 12番、石田です。この件、先程議会でも散々やってきたんですけど、今回は近所の方と学校とか近隣の方に対して説明して下さったということで、近隣の同意が得られるのであればいいだろうと、本来こうあるべきだろうと思うんですね。

議会で言われたんですけど、なかなかすぐ条例作ったりということにはならないし時間がかかるということで、こういう常識的な前向きな業者ばかりだったらいいんですけど、そうじゃない方がおられる可能性も今後あるわけで、例えば、被害防除計画書ってあるじゃないですか。これは、今、水利の組合の同意というか、説明、書くところの下にでも、今、近隣住民への説明とかありますけど、農業委員会として加えたらいけないことはないですよ。これも必須ではないですけど、それで多少なりともうまくやっていかなきゃいけないのかなということは業者に意識付けられると思う。その辺ちよつと。

今回のようなケースは、いい感じで話が進んでいるんですけど、特にいろいろと問題があるということですので、——とかあの辺ですね。

- 藤井会長 この被害防除計画の様式はどこが作ったものですか。
- 事務局 法定だと思うんですけど。
- 藤井会長 そこに、マストでもないものを付け加えることができるのですか。
- 事務局 できないと思います。
- 12番 この水利関係の説明だって、これ努力義務ですよ。これがないと認めない。
- 事務局 水利組合の人への説明ですか。それは、放流先が、ここにあるとおり、汚水の排水計画の中で汚水の放流先が農業用排水路である場合は水利関係の説明がないと許可は出ません。
- 9番 許可取れないの。
- 事務局 はい。
- 9番 だから、私が印鑑押さないとだめなの、それがあるから多少農業委員——。だから——。
- 藤井会長 マストではないやつ。
- 12番 例えば開発行為なんかも周辺住民への説明を義務付けているらしいんですけど、それが説明とか同意が出せない場合は、理由書というのを付けて出すんですけど、そのような感じで。いけないことはない。
- 9番 太陽光の場合は、それがない。
- 12番 ないから。今回みたいな業者さんばかりだったらいいけど。
- 9番 今回は、直接、僕が頼んだ。
- 12番 ですよ。そういうふうなことが毎回できればいいんですけど、なかなか。
- 9番 こういう業者がたくさんおられるからね、いいと思う。
- 12番 それよりも権利主張ばかりされて、周辺のこと知らないよという業者さんが来た場合にも拒む理由がない。ある程度、抑止にはなると思うんですね。
- 9番 今は——わけですね。その近隣にいるあれじゃない。
- 12番 ないからそれを。

○9番 ないからやらないといけないかっていうことでしょう。だから、日ごろこうやって仕事をやっているの、ではこれやれということで、こういうのを今度やる。なかなか。

○12番 ですよ、これは。だから防府市農業委員会では、この説明を求めるということで。例えば、それで済む話。周辺の所有者への説明。農業委員会が。

○藤井会長 農地よりは周辺居住地への影響のほうが大きかろう。

○9番 住民があるからね。そうそう。だから、周辺住民、やっぱり農家の関係だったりしても。

○12番 農業委員会なので、周辺の営農を営むものに悪影響を与えればということで、止められますよね。農業委員会としては。逆に農業委員会として止めるというのは、ここしかないかなと。角度とかは。

○9番 これは言いやすい。今回はたまたま—————が全て私がお願いしたことをやってくれたのです。なかなかこれはやってくれないです。

○12番 ですよ。今後はそれやるようにしていければ。

○藤井会長 様式にできるかどうかはもうちょっと検討しましょうや。基本的には必要ない話なので。

○9番 必要ないですね。

○藤井会長 今のところね。

○12番 農業委員会で決めれば、多分必要があるということにできる。

○藤井会長 一応、今、決めないと、なかなかそういう状況を周辺には説明してくださいねというようなお願いの仕方はしていると思うので、それをしていきたいと思います、それは状況を見ながら文書化できるのであればしていきたいと思います。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 6、7、8、承認をいただきました。ありがとうございます。6、7、8番、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、お願いします。

○14番 14番の松永です。これも太陽光なのですけれども、65ページをあけてもらおうと、場所は—————に—————がありますが、—————の西側に—————が建っているところから2、300m山のほうに入った住宅地の中です。

6月14日に会長と事務局2名で現地は確認しております。

そして、今、問題がありました周辺への影響を考えまして、この—————っていう会社の—————という方に電話をつなぎましていろいろ話したんですが、—————の言われるには、先月もあ

りましたけど、——のような工事はやったことあるけど、こういう住宅地は初めてだということをお聞きしましたので、まずはここに66ページ見てもらうとわかるのですが、家がかなり建っているんです、周りに。これに個別やる前は必ず言ってくださいと、御挨拶に行ってくださいということは申しておきました。

そして、そういうことはありますかという社長の返事でしたので、「今まではありませんでしたか」と聞きましたら、確かに今のところなかったんですが、「どういうトラブルがありますか」と逆に聞かれまして、今、話題に出てきました垣根とかフェンスとかいろんなことが載っております。そして、最後に除草剤は全体かけないでくださいと、住宅地でもありますし、そういうことで、「それもだめですか」ということでした。

だから、そういうことでそれは守りましょうという——の返事をいただいております。

その辺で、——を信じて、地元委員としては致し方ないかなと思います。皆様方の御意見、よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。9番に賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、承認いたします。

続きまして、議案第31号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。議案第31号農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書6ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第31号につきましては、平成29年6月26日公告予定の利用権設定の申請が4件提出されております。農地の集積面積は5,266m<sup>2</sup>でございます。

内容としまして、4件中使用貸借の設定が4件、新規3件、再設定1件となっております。

それぞれの計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、この中で地元委員さんの説明が要ると思われることがあれば、言っていただきたい。なければ、皆さんの御意見をお伺いします。

4番の——は。

○9番 あれは、——組合の組合長。

○藤井会長 ——の奥から——まで作りに出てこられる。

○9番 なんか——が全くできない。それは恐らく——の青果市場の組合長をやっておられますので。多分やっておられると思います。——の方だから承知しておりません。

○藤井会長 何か御意見がございますか。

1、2番の——は初めて名前聞いた。お若い方は。

○16番 ——は元農林水産省へ勤めておられて、——の出口なんです、家を購入されて、59歳で農林水産省のほうを辞められて、今、一緒にやっているんですけど、棚田組合とかそういうのを世話しておられます。熱心に農業をしておられます。

○藤井会長 ほかに御意見がございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第31号、承認される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということでよろしくをお願いします。

議案第32号。事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第32号でございますが、農業委員会事務の実施状況の公表についてでございます。

1ページから8ページまでが平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価になっております。9ページから11ページが平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画になっております。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価については、委員さんのほうから御意見をいただきまして、8ページに記載をしております。御協力ありがとうございました。

それで、この後の手続といいますか、状況です。ここで御審議、承認をいただきましたら、6月の末までに市のホームページで公表をすることになっております。その後、県に提出をする予定となっております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 これは目を通されていますか。

○7番 1点だけいいですかね。

○藤井会長 どうぞ。

○7番 目は通したんですけども、よく見えない。例えば5ページなんか、事業計画というのがありますね。虫眼鏡が要るような。ある程度これは様式を変えてもいいんじゃないですか。ちょっと枠を広げるとか。せっかくホームページからされるなら見られる人のために。

○事務局 そうですね。この辺はまた改善したいと。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。よろしいですか。このままホームページに載せてもらって。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決します。承認いただける方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第32号、承認いたします。

続きまして報告事項議案第39号から48号までございますが、目を通していただいて、御意見のある方はお願いします。

何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、ここで議案審議を閉じたいと思います。

午後4時04分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 6月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員